# 千二地区公民館利用案内

公民館は社会教育を目的としたグループが利用できます。

#### 開館時間

● 10時00分~22時00分

#### 休館日

● 毎週火曜日、祝日の翌日、年末年始(変更する場合があります。公民館だより、ホームページ で確認してください。)

#### 利用の仕方

- 社会教育を目的とするグループでご利用ください。(メンバーの人数が5名以上でその半数以上が吹田市民であることが必要です)
- 部屋区分、時間区分(1区分3時間)に従ってでご利用ください。
- 利用できる部屋
  - 大会議室、小会議室、調理室、第1和室、第2和室(和室は2部屋つなぐことが出来ます)
- 利用時間区分

午前(10時から13時)、午後1(13時から16時)、午後2(16時から19時)、夜間(19時から22時)利用時間には準備、後片づけを含みます。ただし、調理室で調理実習をする場合はこの限りではありません。

#### 利用の手続き

- 「公民館利用許可申請書」を公民館の窓口に提出してください。利用日の1か月前から3日前まで受け付けます。(たとえば4月5日の利用なら3月5日から4月2日の間に申込んでください。)
- 受付時間 10時から12時 13時から17時(12時から13時までは休憩です)
- 申込み先着順で受け付けます。
- 電話での申込み、仮押さえなどはできません。
- 10時と13時の時点で希望が重複した場合は抽選をします。
- 印鑑や証明書類はいりません。

### 利用料金

無料です。

### 利用の制限

公民館は公営の施設であり皆さんに公平に使っていただくため、利用にあたってはいくつかの制限があります。詳しくは公民館にご相談ください。(「よくある質問」もご覧ください)

- 社会教育を目的としない利用。
- 営利を主たる目的とする利用。
- 宗教活動を目的とする利用。
- 政治活動を目的とする利用。
- 個人的な行事での利用。
- 1つのグループの1か月2回を越える利用。(公民館の利用が特定の団体に偏らないようにし、できるだけ多くの団体が利用できるよう、利用回数は1部屋、1利用時間区分を1回として月2回まで利用できるものとします。ただし、利用しようとする日の1週間前の時点でほかに申請者がいない場合を除く。)公民館の行事、地域の行事、地域の社会教育団体の行う事業等はこの限りではありません。
- その他、管理上やむ負えない理由があるときの利用。

### キャンセル、変更と時間の延長について

- 予約をキャンセルされる場合はできるだけ早く連絡してください。
- 予約の変更は1回だけできます。利用日の3日前までに手続きをしてください。(電話、ファックスでお受けします。確認の電話をさせていただく場合があります。)
- 利用時間の延長は次の時間区分が空いている場合、30分に限って認めます。

# 利用時のルール

- 利用はセルフサービスです。利用後は部屋の清掃をお願いします。
- 飲食は原則として出来ません(調理室での調理実習を除く)。
- 飲酒、喫煙はご遠慮ください。
- ゴミはお持ち帰りください。
- 備品などを破損された場合は事務室に届けてください。

吹田市千二地区公民館 館長 柏谷唯司

# グループ活動のルールの確認と変更について

### お願いする理由

今の公民館には明文化した利用のルールがありません。

また、近隣の施設が利用しにくくなっていることや地域への人口の流入などから、特定の部屋、時間帯の利用が難しくなっている状況もあります。

千二地区公民館としてはさまざまな方々が利用しやすい施設にしたい、という考えから利用方法について見直しをしたいと考えています。

### 確認をお願いするところ

【千二地区公民館グループ活動の「内規」および「心得」について】という文書があります。現状、この文書に従って活動をお願いしているところですが、この中で崩れてきているものがありますので確認して守っていただきたいと思います。

- 使用回数:原則として月2回とする。
- 使用時間:原則として一回3時間以内とする。
- 使用後は必ず清掃して使用前より美しくするよう心掛けてください。
- グループの用具はお持ち帰りください。
- 使用を取りやめの場合は必ず連絡下さい。

### 変更をお願いするところ

- グループ活動申込書で登録された使用部屋・活動時間は年間を通じて確保します。ただし、休館日、公民館行事、地域の行事などにあたる場合は使用できないことがあります。その場合変更は受け付けませんので一般の利用申請をしてください。グループの都合で日時場所を変更される場合も同様です。優先権はありません。
- 申請書を新しい様式のものに替えます。一枚で2回の申請を受け付けます。ただし、1か月前から3日前までの申請期間に変わりはありません。
- 「公民館利用案内」を作りました。その内容に従って登録と利用をお願いします。主な中身は次の2点です。
  - ▶ 利用時間枠を変更しますのでその枠で登録、利用してください。

午前	午後1	午後2	夜間
10時~13時	13時~16時	16時~19時	19時~22時

▶ 和室については第一和室、第二和室それぞれを1区分とします。両方使われる場合は2区分の使用とします。

グループの事情もあるでしょうから9月末まで6か月の猶予期間を設けます。その期間はこれまでの利用 時間帯等での申請を受け付けます。ただし、登録は上記の部屋区分、時間区分でお願いします。